

海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定したので、PFI 法第 8 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成 16 年 11 月 2 日

防衛庁長官 大野 功統

特定事業（海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業）の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称

海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の内容

本事業は、実施方針に基づき、選定事業者が、史料館施設等を設計・建設した後、公共施設等の管理者等である国に所有権を移転し、事業期間中に係る運営・維持管理業務等を遂行する方式（Build-Transfer-Operate, BTO）により実施する。事業期間は、契約締結日から平成 26 年 3 月末までの期間である。

(3) 公共施設等の立地条件等

公共施設等の立地条件等は、以下のとおりである。

立地場所	広島県呉市宝町 5-32
敷地面積	3,247.52 m ²
用途地域	商業地域
建ぺい率	100%
容積率	400%

(4) 国の支払いに関する事項

国の選定事業者に対する支払いは、本件施設（史料館施設及び展示用潜水艦）の整備業務に係る対価と、運営・維持管理業務に係る対価から成る。

国は、選定事業者に対して、本件施設の整備業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を、財政法第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為に基づき、国と選定事業者との間で締結する事業契約に定めるところに従って、供用開始から事業期間中にわたって支払いを行う。

2 事業の評価

(1) PFI 事業として実施することの定量的評価

ア 国の財政負担額算定の前提条件

本事業を、国が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定にあたり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は国が独自に設定したものであり、必ずしも実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	国が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
設計・建設・運営・維持管理に関する費用	過去の類似施設の整備、運営・維持管理実績等に基づき算出	国が自ら実施した場合を前提とし、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を見込み算出
その他費用	選定事業者に移転するリスク調整（PFI 事業として実施する場合の特別目的会社（SPC）が付保する保険と同一条件の保険を付保した場合の保険料相当額）	事業実施に伴う選定事業者の経費（資金調達費用、保険料、アドバイザー費用、諸税、運営費用等） 注：不動産取得税は非課税扱い。
算定対象とする経費の主な内訳	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件施設整備費（史料館施設等整備費、潜水艦改造費等） 2 史料館運営費 3 維持管理費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件施設整備費（史料館施設等整備費、潜水艦改造費等） 2 史料館運営費 3 維持管理費 4 租税公課 5 アドバイザー費用 6 その他（SPC 運営費用、資金調達費用等）
共通条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計・建設期間：平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月 2 維持管理・運営期間：平成 19 年 4 月～平成 26 年 3 月 3 割引率：1.49%（インフレ率は考慮していない。） 	
適切な調整	国が支払う消費税（5%）の国税相当分（4%）及び選定事業者が支払う法人税等のうち国税分相当を還元	

イ 財政負担額の比較

アの前提条件を基に算出した結果、本事業を国が自ら実施する場合に比べ、PFI 事業として実施する場合は、現在価値に換算して、事業期間中の国の財政負担額が約 5% 軽減されるものと見込まれる。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 民間事業者のノウハウ等の活用による史料館利用者に対するサービスの向上
一括発注や性能発注を行うことにより、選定事業者の経営能力や技術的能力が十分に発揮され、史料館利用者に対するサービスの向上が期待できる。

イ 民間資金の活用による財政負担の平準化

国が自ら実施した場合、短期間に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI 方式で行う場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政負担の平準化を図ることができる。

(3) 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、上記のような定量的効果及び定性的効果が期待できることから、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。